暴力追放鳥羽志摩市民会議会則

#### 暴力追放鳥羽志摩市民会議会則

## (名 称)

第1条 この会は、暴力追放鳥羽志摩市民会議と称する。

#### (目 的)

第2条 この会は、鳥羽並びに志摩市民及び暴力追放に取り組む各種団体が連携し、 その総力を結集して、暴力追放運動を推進し、鳥羽市並びに志摩市からあらゆ る暴力を排除し、平和で明るい社会を築くことを目的とする。

#### (事 業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を推進する。
  - 1 市民の暴力排除意識の高揚運動
  - 2 暴力団の資金源となる一切の行為の禁止
  - 3 暴力団被害の申告の促進
  - 4 暴力団事務所の撤去
  - 5 その他目的達成に必要な事業

#### (組 織)

第4条 この会の会員は、第2条の目的に賛同する団体及び個人とする。

## (役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

1	会	長	1名
2	副会長		1名
3	理	事	33名以内
4	監	事	2名
5	顧	問	1名

### (役員の選出)

- 第6条 役員の選出は次のとおりとする。
  - 1 会長は、鳥羽市長並びに志摩市長が交互にこれにあたる。
  - 2 副会長は前項の会長職にないもいのがこれにあたる。
  - 3 監事は理事の中から選出し、その他の役員は、会長がこれを委嘱する。

#### (役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
  - 1 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (役員の任務)

- 第8条 役員は、次の任務を遂行する。
  - 1 会長は、この会を代表し、この会の業務を総理する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、この会の運営に参画し、事業の促進にあたる。
  - 4 監事は、この会の会計を監査する。
  - 5 顧問は、この会の諮問に応ずるほか、運営に関し、必要な意見を述べる。

#### (会 議)

- 第9条 この会の会議は、総会及び役員会とする。
  - 1 総会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時会を開催することができる。
  - 2 役員会は、随時に開催することができる。
  - 3 会議は、会長が召集し、議長となる。

### (事務局)

- 第 10 条 この会の事務局は、鳥羽市・志摩市の担当課並びに鳥羽警察署刑事課において構成し、その主たる事務は会長職を努める市の担当課がこれにあたる。
  - 1 事務局は、必要に応じて事務局会を開催することができる。

#### (経費)

第 11 条 この会の運営に必要な経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれをあてる。

#### (事業・会計年度)

第12条 この会の事業・会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (その他)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会においてこれを決める。

# (附 則)

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。